

平成25年9月25日

耐震診断・耐震改修マーク表示制度におけるプレート交付者各位

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会
国土交通大臣指定耐震改修支援センター／一般財団法人日本建築防災協会

耐震診断・耐震改修マーク表示制度における耐震マークプレートの新たな交付の中止について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会と国土交通大臣指定耐震改修支援センター／一般財団法人日本建築防災協会では、我が国における建築物の耐震化の推進のため、耐震診断・耐震改修マーク表示制度（以下「全国ネットワーク委員会等耐震マーク表示制度」という。）を協力して実施してきたところです。おかげをもちまして、国民のこの制度への理解も徐々に深まり、耐震マークも浸透してきたところです。

こうした状況を踏まえて、先の通常国会で、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が可決・成立し、改正法第22条において『建築物の地震に対する安全性に係る認定（基準適合認定建築物）』の制度が新たに創設されました。この新制度は、建築物の所有者が所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請し、所管行政庁が当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は耐震診断基準に適合していると認めた場合は、所有者は国土交通省令で定めるところにより認定を受けている旨の表示を付することができる（条文は下記参照）というものです。また、表示できるマークは国土交通省令において「全国ネットワーク委員会等耐震マーク表示制度」で用いられている耐震マークが採用される予定と聞いております。

基準適合認定建築物が認定を受けている旨の表示については、改正法第22条第4項において、何人も同一の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないと規定されています。したがって「全国ネットワーク委員会等耐震マーク表示制度」に基づいて現在発行している耐震マークプレートは、改正法が施行される平成25年11月25日（予定）からは発行をできなくなりましたのでご連絡いたします。なお、既に交付された耐震マークプレートにつきましては、改正法第22条第4項の規定には抵触しない取扱いがなされる予定ですのでご了解願います。

「全国ネットワーク委員会等耐震マーク表示制度」の推進にあたりましては、格別のご協力を賜りましたことに対してここに厚く御礼申し上げますとともに、引き続き改正法に基づく基準適合認定建築物の一層の普及推進にご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

なお、所管行政庁が認定した基準適合認定建築物が認定を受けている旨の表示をする際のプレートの提供に関して、現在、耐震改修支援センターにおいて検討していますので、詳細がまとまりましたら改めてご連絡申し上げます。

敬具

記

(参考 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (改正後))

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第22条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請できる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合建築物が前項の認定を受けている旨の表示をすることができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

担当：一般財団法人日本建築防災協会（内田、幸坂）

TEL 03-5512-6451 FAX 03-5512-6455